

委員会としての自治基本条例素案（中間とりまとめ案）

前文

前文は、法規の本則と一体となる法的性質を持ち、前文自体が直接的に適用されるものではありませんが、後段の各条文の解釈基準になるものとされています。

このため、前文と各条文の規定を整理した上で、両者で矛盾する事項、あるいは条文として存在しない事項については盛り込まないとの方針で、それぞれの要素ごとに、例示したものです。前文は、これらを盛り込んで、格調高く文章化していく必要があります。

【市の特性】（新潟市の自然特性や都市の特性など）

豊かな大河（信濃川、阿賀野川）の流れが日本海にそそぎ、里山（角田山や新津丘陵など）と広大な田園を併せ持つ多様な自然環境

四季の恵みに富んだ美しい景観

高次の都市機能や拠点性を併せ持つ、世界に開かれた都市

【社会的背景】（どのようなまちづくりを行ってきたか。）

多様な文化、風土（農民自治、町人自治の文化・風土）を育み、個性と魅力にあふれた地域の発展を推進

【市のまちづくりの基本的方向】（何のためにどういう自治を目指すか）

新潟市民であることを誇りに思い、

共に力を寄せ合い、安心して暮らせる社会を築いていくため

人類共通の願いである恒久平和を希求し、個人の尊厳と自由の尊重を基本として、地域のことは、地域で考え、地域で実行するという、分権型政令市の理念に根ざした、新たな市民自治の確立を目指す。

【実現のための課題】

先人から受け継いだ自主・自立の精神風土を活かし、市民の参画と協働を基本とした市政を推進すること

これまで培われてきたコミュニティを土台として、市全体の一体感を保ちながらも、地域の特性や独自性を尊重した自治を推進していくこと

【条例制定の理由】

市民と市が相互の信頼に根ざし、支えあい、共に育つ自立のまちづくりを進めていくため、私たち市民は、市民自治の最高規範として、新潟市自治基本条例を制定する。

第1章 総則

第1章では、本条例全体を通しての総則的規定として、「目的」、「用語の定義」、「条例の位置づけ」、「基本理念」、「自治の基本原則」を規定します。

『目的』

この条例は、新潟市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。

『用語の定義』

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりです。

市民 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。

市議会及び市長等をいいます。

参画 市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

協働 市民と市が対等な関係で、相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、連携・協力することをいいます。

『条例の位置づけ』

この条例は、新潟市の自治の基本を定めるものであり、市は、自治の運営に関し、他の条例等を制定し、改廃しようとする場合は、この条例との整合を図ります。

『基本理念』

市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。

個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政を推進すること。

地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。

『自治の基本原則』

市民及び市は、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動するとともに、次に掲げる原則により、自治運営を行います。

市政に関する情報を共有すること。

市民参画の下で市政の運営を行なうこと。

協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 各主体の責務等

第2章では、市民自治を実現するため、本条例で保障する「市民の権利」及び本条例が対象とする「市民」、「議会」、「行政」のそれぞれが果たすべき責務又は役割を規定します。

第1節 市民

第1節では、市民の権利及び責務について規定します。

市政の主体として位置付けられる市民の権利及び責務を明らかにし、その実践を通して、市民自らがその役割を自覚していくことは、市民自治の実現という本条例の目的達成のために不可欠なものです。

『市民の権利及び責務』

市民は、市政に関する情報を知る権利並びに市民自治の担い手として、政策の形成、執行及び評価の過程に参画する権利を有します。

市民は、自らの責任と役割に基づき、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、市政への参画を通して市民自治の確立に取り組みます。

市民は、市政への参画・協働に当たっては、総合的視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

『事業者等の社会的責任』

事業者等（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。）は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

第2節 市議会

第2節では、市議会や議員の役割及び責務を規定します。

自治基本条例を「自治体の憲法」として位置付ける以上、自治体を構成する三者（市民、議会、行政）すべてを対象に含める必要があると考え、本節を設けるものです。

なお、具体的な規定内容は、議会で作成した素案について、当委員会で検討を行い、自治基本条例における責務規定の役割、他の主体の責務等とのバランスなどを考慮し、当委員会の意見として修正を行ったものです。

『議会の役割及び責務』

議会は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関として、その役割を果たし、市勢の進展及び市民自治の推進に努めます。

議会は、市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させなければなりません。

議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民及び専門家等の知見を生かすよう努めなければなりません。

『市民に開かれた議会』

議会は、議会活動について市民に対する説明責任を果たすために会議を公開し、及び議会の保有する情報の共有化を図るなど、開かれた議会運営を行わなければなりません。

『議員の役割及び責務』

議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

議員は、多様な市民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って市政に反映させることを行動の指針としなければなりません。

議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究活動等を通じ、不断の研鑽に努めなければなりません。

議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第3節では、地方公共団体の代表者としての市長、市長を含む執行機関等の役割及び責務や職員の責務に関する規定を設けます。

『市長等の役割及び責務』

市長は、市民福祉の増進を図るため、この条例に基づいて市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に自治を運営しなければなりません。

市長は、地域の資源を最大限に活用して、市政の運営に必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行わなければなりません。

市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮します。

市長等は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければなりません。

『職員の責務』

職員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民とともに市民自治を推進しなければなりません。

職員は、法令及び条例等（以下「法令等」という。）を遵守し、違法若しくは不当の事実がある場合には、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。

職員は、職務に関し、不断の研鑽に努めるとともに、施策の効果を最大限発揮できるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。

第3章 市政運営

第3章では、第1章で規定した基本理念を実現するため、自治の基本原則に基づき、市（議会及び執行機関）が市政を運営していくに当たっての基本となる諸原則及び諸制度を定めたものです。

自治体の自己革新の第一歩として、自らの市政運営方針をこの基本条例に明確に根拠付けることは重要であり、こうした形で自治体として進むべき方向を市民に対して明らかにすることによって、市民・議会・行政の三者共通の認識として確認することができます。

第1節 市政運営の基本原則

第1節では、市政運営に当たり、市が自らの方針として常に認識し、守るべき最も基本となる事項を「基本原則」という形で明らかにします。

ここで示す原則は、第2節以降で規定する諸制度を導き出す前提となる考え方です。したがって、第2節以降の規定は、この基本原則に沿ったものであり、これをより具体化した規定といえます。

『市政運営』

市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、市の将来像を示す計画を策定して、施策展開を図ります。

市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって、市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として、市政運営を行います。

市民が広く市政に参画できる機会の確保に努め、市民の意思を市政に反映させること。

市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

市民に信頼される市政運営を進めるため、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益の保護を図ること。

施策、事業等について、効率的かつ効果的に行い、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かり易く説明すること。

市の組織は、社会経済情勢の変化や多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行なうとともに、簡素で効率的なものとしします。

『財政運営』

市長は、経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担います。

市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めます。

市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表し、市民に分かり易い方法により説明します。

第2節 参画と協働のしくみ

第2節では、市民自治の一層の進展のため、第1節の市政運営で規定した市民参画の原則を尊重し、実現を図るための具体的なしくみや、市政の主体である市民の様々な活動との協働に係る基本的な考え方を規定するものです。

この中には、既に個別条例等で制度化されているものだけでなく、自治基本条例の制定に併せて個別条例の制定が必要となるものも含まれています。

『情報の公開等』

市は、次に掲げる事項に関し、「新潟市情報公開条例」で定めるところにより、市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有の効果的な推進を図ります。

- 市が保有する公文書の公開に関すること
- 政策形成過程の情報の提供に関すること
- 審議会等の附属機関及び市長等が設置したこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の会議の公開に関すること
- 市の出資法人及び指定管理者の情報公開に関すること

『附属機関等の委員の公募』

市は、附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任します。

『市民意見の提出手続き』

市は、政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進するため、市の重要な政策の立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表し、市民からの意見を求めます。

市は、市民から提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を取りまとめて公表します。

市民意見の提出手続きは、別に条例で定めます。

『住民投票』

(住民投票の実施)

市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

この条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求)

本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含みます。)は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

市長は、この請求があった場合は、これに意見を付し、議会に付議します。

『協働の推進』

市は、市民との協働を推進するためのしくみを整備します。

市は、市民との協働を推進するため、必要な情報の収集・提供、交流の支援、相談、研修機会の提供を行う場と機会の確保に努めます。

市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めます。ただし、市の支援は、市民の自主性・自立性を損なうものであってはなりません。

第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ

第3節では、第1節の市政運営の基本原則を踏まえ、自主性・自立性を有する自治体としての自己革新の実現を目指し、政策方針の明確化を図るため、政策形成のそれぞれの過程における市政運営の基本となるしくみ、具体的な制度を規定します。

『法令遵守及び倫理の保持』

市は、「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」で定めるところにより、職員の職務にかかる法令等の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託に応え、信頼される市政を確立し、市民の利益を保護します。

『適正な行政手続きの確保等』

市は、市民の権利利益の保護に資するため、「新潟市行政手続条例」その他の制度を整備することにより、処分、行政指導及び届出等の手続きの適正を図り、行政運営における公正の確保と透明性の向上を推進します。

市は、「新潟市個人情報保護条例」で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

『市民の権利利益の保護』

市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応します。

市は、市政の運営について、公正かつ中立的な立場から監視等を行う第三者機関の設置その他の不利益救済のしくみを整備します。

『行政評価等』

市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、市民の視点に立脚し、行政評価を実施します。

市は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、市の施策や事業等に反映するよう努めます。

市長は、外郭団体（市が設立した土地開発公社及び資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を言います。）の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、市の関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行います。

『外部監査』

市は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、「新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例」で定めるところにより、外部監査を実施します。

第4章 区における住民自治

市町村合併，政令指定都市への移行と，本市の行政制度は大きな変革時期を迎えます。

合併に対する地域住民の不安を解消し，新市の一体性を保ちながら，地域の課題を効果的に解決するためには，地域のことは，地域で考え，解決できるしくみを作るとともに，都市内分権を推進することで，地域の特性に応じて，地域の特色を活かしたまちづくりの実現を図ることも必要です。

ここでは，このような背景を踏まえ，第1章の自治の基本理念に示されている「補完性の原理」及び自治の基本原則で掲げられた「自立の原則」から，政令指定都市における区制度における住民自治に関するしくみを明示するため，この章を設置したものです。

第1節 区における行政運営

政令指定都市への移行に伴い，分権型政令市における区における行政運営の基本，区役所の役割を明示し，その役割を発揮するための組織，予算等の体制の整備を規定するものです。

市長は，地域における特色あるまちづくりを推進するため，市民参画の下で，区における総合的な計画を策定し，実施します。

区役所は，市民に身近な行政サービスを提供し，自立した地域社会を築くため，以下の役割を担います。

地域のまちづくりの拠点として，地域の課題を発見し，迅速，的確な解決を図ること。

市民協働の拠点として，自主的・自立的な地域活動や非営利活動を支援すること。

市民に必要な公共サービスを効果的，効率的かつ総合的に提供すること。

市長は，区役所がその分権型の政令指定都市における役割を発揮できるよう，組織や予算執行など必要な体制を整備します。

第2節 地域協働の推進

第2節では，地域協働を主体とした区における住民自治を推進するため，地域住民や地域コミュニティの役割，市の役割を規定し，これらを有機的に繋ぐ要の組織として，区自治協議会を位置づけるものです。

『地域住民及び地域コミュニティの役割』

地域住民（一定の区域内に住所を有する人，その区域内で働き，若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）は，地域自治の担い手であることを認識し，これを守り育てるよう努めます。

地域住民は，地域コミュニティ（地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体，組織及び集団をいいます。）が，地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には，自らその活動に参加し，又は協力するよう努めます。

地域コミュニティは，自らの行動に責任を持ち，自主的・自立的な活動を行います。

『市の役割』

市は、地域コミュニティの公益的役割を認識し、その活動を尊重します。
市は、地域コミュニティが、市と協働して地域における新たな公共サービスを担う活動を行う場合には、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断して、その活動に対して支援を行います。ただし、市の支援は、地域コミュニティの自主性・自立性を損なうものであってはなりません。

『区自治協議会の役割』

区自治協議会は、「新潟市区自治協議会条例」で定めるところにより、地域課題に取り組む地域住民と市との協働の要としての機能を担います。

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力

本章は、地方分権改革により、国と都道府県、市町村が「対等・協力」の関係にあると位置付けられたこと及び本州日本海側初の政令指定都市に移行する本市の特性を踏まえ、国際社会に果たすべき役割を自覚し、改めてそれぞれとの関係についての基本的な考え方を明示すものです。

市は、対等な立場で国及び県と相互に協力し、市民自治の確立に努めます。
市は、他の地方公共団体と共通する課題に対しては、積極的に連携・協力し、その解決に努めます。
市は、国際社会に果たす役割を認識し、広く国際社会との交流及び連携に努めます。

見直し規定について

自治基本条例の性格を踏まえ、見直しについて規定するものです。

市は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。